

裁判員等経験者の意見交換会議事録

司会者：本日は、裁判員等経験者意見交換会に6名の裁判員又は補充裁判員経験者の方に御参加いただきました。経験者の皆様には裁判員又は補充裁判員としての重責を果たしていただいた上に、この意見交換会に参加していただき心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

最初にこの意見交換会の趣旨を御説明させていただきます。平成21年5月に裁判員制度が始まってから昨年5月で9年がたちまして、神戸地方裁判所でも多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判に参加していただきました。裁判員又は補充裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験されてしばらくたったこの時点で、改めてその経験を振り返っていただき率直な御意見、御感想をお聞きしたいと思います。伺った意見などをもとに今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく充実した裁判員裁判につなげていきたいというのが、この意見交換会の趣旨でございます。

裁判員制度をより良いものにしていくために、法律家がどのような工夫や努力をする必要があるのか、厳しい御意見を含めて率直な意見をお聞かせ願えれば幸いに思います。

なお、本日は、報道関係の皆様にも参加していただいております。報道を通じて裁判員経験者の皆様の生の声を県民の方々にもお届けすることによって、今後参加される方に裁判員制度についての正確なイメージを持っていただき、安心して参加していただければというふうに思っております。是非とも活発な意見交換をお願いしたいと思います。

なお、法曹三者の方々につきましては、裁判員経験者の御発言に関連してお聞きになりたいことがあれば御発言いただきたいというふうに思っております。

それでは、早速意見交換に入らせていただきます。

今回の意見交換会は、特に特定の事項にテーマを絞ったものではなくて、裁判員裁判全般について御意見を伺いたいというように思っております。意見交換の後、傍聴していただいている報道機関からの質問の時間をとる予定ですので、御協力お願いいたします。

それでは、まず最初に皆様の紹介を兼ねる形で、それぞれどんな事件を担当されたのかということ、私のほうから紹介させていただきまして、裁判員裁判に関与したことへの感想とか何か言っておきたいことがありましたらお聞かせいただいて、それから本題に入るといふことにしたいというふうに思っております。

では、まず1番さんの事件ですが、殺人事件に参加していただきました。被告人が同棲していた被害者とけんかになり、被害者から頭部などを殴られたことから激昂して包丁を持ち出して被害者の腹部を突き刺して被害者を殺害したという事案というふうに伺っております。

まず、1番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想があればお願いしたいと思います。

裁判員等経験者1：今回の私の携わった事例というのは、今、紹介があったように殺人事件、それも正当防衛か過剰防衛かという事例でした。それに参加するに際して、いろんな事前に資料をいただいて見てみました。その後、実際に裁判に参加させていただいて、弁護士、検察官双方の言い分を聞き、それをまた裁判官を含め裁判員が別室に戻ってそのことについて協議をし、ああでもないこうでもないといろいろやり合った末にある程度の方向性が出たところで、また次の段階へ移るといふ形で裁判が進められてましたが、非常にそういう意味では、きめ細かくといふか、我々、本当は書面にある以上のことは分からないんですけど、非常にきめ細かくああでもないこうでもないといふことをいろいろと聞かされて落ち度なく進められたのかなど。いろんな報道関係で見るような

判例等の記事等を見ますときに、あ、こういう過程を踏んで判決が出てるのかなというところ納得のいく部分がありました。そういう意味では、参加して良かったのかなと、非常に参考になりましたですね。これからもっと多くの方がこういう事例に参加していただいて、世の中のいろんな犯罪に対する予防的な観点とかいろんなことがそれぞれ心構えとして持てるようになれば、世の中ももう少し犯罪を減らせるような方向が出てくるのかなという気もいたします。非常に飛躍しますけれども、そういう印象を受けました。

司会者：次に、2番さんの事件になりますが、窃盗、傷害、強盗致傷、強盗事件に参加していただきました。被告人が単独で又は共犯者と一緒になって通行中の女性を狙ったひったくり事件など3件と強盗事件2件というふうに伺っております。2番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員等経験者2：今回、裁判員裁判を経験したんですけど、通知が来たときに裁判員裁判の内容というのは殺人とか放火とか何か重い刑の裁判というのを聞いてたんで、冒頭陳述で事件内容を聞いたときに、強盗といってもひったくりの事件なのという最初は軽く思って、大きなけがとか骨折とかをさせたわけではなくてすり傷とかであって、あと審理する中でいろんな判例とか事例をずっと参考にしてくださいということで協議しましたけど、結構重たいんだなということが第一印象であります。今回の裁判員制度、参加して、非常にいろんなことも言えて聞いて裁判の仕組みとかも勉強になって非常に良かったかなと思っております。

司会者：続きまして、3番さん、4番さんの事案、2人とも同じ事件になりますが、殺人事件に参加していただきました。被告人が就寝中の夫の首をロープで絞めて殺害した事案というふうに伺っております。

まず、3番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員等経験者 3：裁判員裁判という制度は知ってはいたのですが、全く遠い世界の話かなというふうに思っておりました。ただ、通知をいただいたときに少し興味が湧きまして、堅いイメージだった裁判所というものが実際に参加させていただくと非日常的な感じはありましたが、とても勉強になったというふうに思っております。特に、身近に感じたということが一番大きくて、とても堅いイメージがあったんですけども、始まる前に裁判所の裁判長を始め多くの方からいろいろな御配慮いただきまして、非常に分かりやすく丁寧にしていただいたということが、とても勉強になったところでございます。

司会者：4番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員等経験者 4：3番の方と同じで、自分も裁判員裁判の通知を最初いただいたときは、まさか自分にそういう通知が来るといのは考えても思ってもいなかったもので、これは詐欺か何かの類いだと思って、最初はほったらかしていましたが、特に自分に不利なことが書いていなかったもので、本当かなと思いつつ提出してみたのですが、誰でもが選ばれて誰でもができるということでもないので、是非やってみたいという気持ちは日に日に強まって行って、参加させていただいて良かったと思っております。

内容なんですけど、実際に法律に関してはすごく無知なので最初は戸惑っていたのですが、裁判官3人の方がいろいろな御配慮や意見の出しやすいような雰囲気づくりをしていただいたことで、無知ながら活発な意見が出しやすい、さまざまな方面から被告人の方に対しての意見をぶつけたり、その人の人柄を知るようなことができたということは、すごく良かったと思っております。また、パワーポイントとかでもこういう難しい言葉はこういう意味なんだというようなことを教えていただいたりして、すごく勉強になりました。

全般の意見としまして、事例事例にはいろいろあると思うんですけども、裁判員裁判の趣旨の一つとして、民意の思いも反映させるというようなことも含まれているのだろうと思っておりますので、最近よくニュースであるようなあ

おり運転で夫婦が亡くなられた事例等が判決で18年というように出ましたが、インターネットやSNSで見ていると、もっと重い刑がいいのではないかとかというような意見も多々ありまして、裁判員裁判の民意の反映でだんだん法律も良い方向に改正していったらもっといいのになというようなことを感じております。

司会者：次に5番さんの事件ですが、殺人未遂、傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反という事件に参加していただきました。被告人が知人の父親に対して殺意を持ってナイフで頸部などを切りつけるなどして殺害しようとしたり、またその母親を殴ってけがをさせたりしたという事案というふうに伺っております。5番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員等経験者5：まず、選ばれたという通知が来たときに結構やってみたいなと思ってたことがあったので、まず嬉しいなという思いと、裁判所に行きましたらその中からもまた選抜されるということで、なかなか狭き門の中でくぐり抜けたと、さらに嬉しいなという思いになったのを覚えてます。

当然、裁判の内容に関しては当日聞かされましてそこから始まっていくわけなんですけども、なかなか分からない中で6人プラス2人だったと思うんですが、意見交換しながら何年がふさわしいのかというのを進めていくわけなんですけども、やはり裁判長の方のファシリテーション能力の高さといいますか、皆さんがほぼ均等に意見が言えるような環境を作っていただいて、これは私が勝手に思ってることなんですけども、あの中にいた方で誰一人自分の意見を押し殺して決まってしまったみたいな思いは、恐らく誰も抱いてないんじゃないかなと、それぐらい何か一つにまとまって議論ができたなというふうに思っています。

唯一、心残りじゃないんですけども、非常に、そういうやりたいなと思った気持ちで参加したもんですから、事件がいろいろ薬物関係であったりとか逆恨みみたいな内容でございましたので、証人尋問での場で質問どうですかと、言

ってみませんかというお話もいただいたんですけども、逆恨みされたら怖いなど、顔も見えてるしというのがちょっと怖かったので、本当は言ってみたかったですけども、そこは差し控えたというところはちょっと残念だったなというふうには思っております。

司会者：最後に、6番さんの事件ですが、傷害致死事件に参加していただきました。被告人が職場の同僚であった被害者に対して顔面を殴るなどの暴行を加えて死亡させたという事案というふうに伺っております。

6番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員等経験者6：私もまさか自分になるとは思ってなかったので、なかなか仕事の都合をつけるのが、いきなりだったもので大変でした。ちょっと夜勤の仕事とかがあったので、それを振り替えてもらわないといけないとか、そこに人が入ることによって誰かがまた入らないといけないとか、そういう二重三重の都合がありました。恐らく選ばれへんやろうなと思いながら来てるもので、選ばれた際にはちょっとそこら辺が翌日からというのは、なかなかしんどい部分もありました。

全般的にこういう経験をさせていただいたことは、すごく良かったと思います。ただやっぱりメンタル的なもの、仕事でもなかなか事件のことが離れないとか、そういうのがちょっとやっぱりあって、肉体的にも精神的にもなかなかしんどい部分もあったし、また仕事の振り替えがあったためもあるんですけど、足掛け3週間でしたっけ、だからその間は土日とかも仕事が入り、夜勤の仕事も入っていたので、丸々休みがなく地裁か仕事かみたいな感じだったので、終わってから一旦ほっとはしたんですけども、やっぱりちょっと時間がたって考えると被告人の方はあれからどうなったのかなと、そういうのが心配やなという今日この頃です。

司会者：それでは、ここから本題へと入らせていただきたいと思います。

まず、選任手続とか審理や評議の日程につきまして、裁判員が参加しやすい

ように改善する点はないかという観点から御意見を伺いたいというふうに思っております。

昨今、選任手続に出頭しない裁判員候補者が増えてきたのではないかとこのように言われておりますが、より多くの国民が参加しやすいようにするためには、どのような工夫が必要かと。こうすればもっと多くの人に参加できるのという点があればお聞かせ願いたいと思います。また、参加することについて、こういうところがネックであると、障害になっているということがあれば、それもお聞かせ願いたいと思いますが、まずそこら辺についてまず1番さん、何かございますかね。参加しやすさとかしにくさとか、ここ改善したほうがいいとか、ありますか。

裁判員等経験者 1：そうですね。まず、裁判ということで皆さんやはりちょっとすぐにとっつきにくいといえますか、近づきにくい印象が一般の人にはあるんじゃないかというのがあります。あと一つは、私が選ばれて参加することになった経緯を言っても、過程が長過ぎるといえますか、最初の通知の後、いつ来るのかなという感じがちょっとあって、諦めたころに来るとか何かそういうのもあったりしましたですね。ただ、より多くの人に参加ということで言えば、しかし裁判の件数が決まってるでしょうし、またそこに参加できる定員も決まってるでしょうし、なかなか増やすというのは非常に難しいのかなという印象は持ちました。

司会者：じゃあ2番さんには、ちょっと別の観点から聞きますが、2番さんの場合は、裁判員を選ぶ手続が午前中に行われて午後からすぐに審理に入ったと思うんですけども、月曜の午前に選ばれて月曜の午後から審理が始まって、火、水、木、金と連続で裁判員裁判に参加されたと思います。日程的にそこら辺ちょっときつかったとか、選ばれる日と審理の日を空けてほしいとか何かそういう希望というか、そこら辺は何かございましたか。

裁判員等経験者 2：多分、呼ばれたときに日程は、5日程度というのは事前に通

知が来てたと思うんですよ。ですから、午前中メンバーを選定して6人選んで、それからもう午後から入りますよというのは事前にあったんで、もう行く前にその辺のスケジュールは全て見えてましたんで、金曜日も結審するとかということは多分決まっていたんじゃないかなと思うんですけど、ですからその辺は特に違和感なくそういう1週間の心づもりで月曜日の頭から来たんで、特に違和感とかなかったですね、

司会者：3番さん、4番さんも同じく月曜の午前中に選任されて月曜の午後から審理が始まって、1日休みを空けて水、木、金ということで終わったと思いますが、朝選ばれて昼からすぐ始まるということについて、来たときには選ばれるかどうかわかってないと思うんですけど、それで残りの時間、残りの日の休みを全部会社のほうでとってくるのか、そこら辺がちょっと参加するときにネックになるとか、そういう何か御意見ありますか。

裁判員等経験者3：全くネックはございませんでした。仕事関係につきましても事前にお伝えをしておりましたので、ただ電話1本、お昼に入れるだけで普通に進められたので特に問題はありませんでした。

司会者：じゃあ、4番さんどうですか、その点は。

裁判員等経験者4：自分も自分の会社には出しやすいというか、わかってもらいやすい会社ではありましたので、特には。午後から全く空くよりはそのまま続けてやっていただけたほうが、僕的にはありがたかったというのはありました。

司会者：5番さんも同じく月曜の午前中に選任されて午後から始まって金曜日までぶっ続けだったと思いますが、そういう日程的に仕事を休むなりの調整の難しさ、そういうことは特にございせんか。

裁判員等経験者5：会社に対しては、行ってしまえばほぼ選ばれると思ってたので、早い目にもう調整をしてたというのが実際のところなんですけども、ただ、どちらかというお客先からの連絡とかというのは、やっぱり5日間ありました

んで、日中携帯が結構鳴りっぱなしとか留守番電話入りっぱなしみたいなところで、その夕方ぐらいからの仕事の対応がちょっと大変だったかなというのは感じました。

司会者：その点に関してですけど、裁判員裁判の審理が終わって、その日やっぱり夕方からは仕事をせざるを得ないという状態なんではないですか。

裁判員等経験者 5：そうですね。それから仕事が始まるみたいな感じではありませんでした。

司会者：それは、他の方もそうなんですかね。裁判員裁判が午後4時なり5時近くに終わってから、とりあえずちょっと今日の仕事をするために会社に行ってみようとか、そういうことをされてた方というのはおられるんですかね。

裁判員等経験者 3：確かにそういったことは考えられるかも分かりませんでしたけれども、もうそれも事前に対策をして仕事を振っておりましたので、特に会社に戻って仕事をしたりとか電話が鳴ったりとか、そういうことは特にはございませんでした。

司会者：6番さん、先ほど話に出ましたが、選任から判決まで足掛け3週間ぐらいあったと思いますが、職場等での調整が難しいとか、そういうのは特にあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

裁判員等経験者 6：とりあえずお願いしてもらって、代えていただけたところは代えていただいてという、理解していただける職場だったので良かったんですけど、本当に私自身も職場自体も選ばれるというのはまず思ってなかったんですよ。黄色い紙に一応、日程の予定は書いてくださってたんですけど、選ばれるか選ばれないか分からないのにその日程を事前に組んどくとしたらちょっとどうなんやろうという、ほぼほぼ選ばれないと思ってたんで、それもそんなに早くはなく、ちょっと勤務希望とのすり合いが難しかったというところ辺はあって、何とか無事理解のもと終わりました。

司会者：6番さんの事件も木曜日に選ばれて翌金曜日から始まった。先ほどの話だ

と、選ばれるかどうか分からないのに長目の休みをとっておくのはどうかという話があったと思うんですけど、ちょっと長いときは選ばれてから審理が始まるまで間は空けたほうが仕事の調整がしやすいとかになるのか、それとももうどっちみち選ばれてしまうとその先全部休まないといけないので余り差がないというのは、そこら辺、何か御感想ありますか。選ばれる日と審理の間に1週間なり10日なり空けたほうがいいとかいう、そういう意味の質問なんです。

裁判員等経験者6：せめて1日あれば、調整をきかせることが、本当に夜勤をやってる者ってこの枠というのが絶対あるので、そこに誰かを入れないといけないと先ほども言ったみたいになってしまうと、どんどんどんどん勤務の体系が変わっていくことになってしまうので、1日あれば何とか調整はつくのかなと思うんですけど、翌日からとなってしまうと、たまたまその翌日は普通の日勤だったんで夜の調整をするということはなかったんですけど、その当日がもし夜勤であったりとかになったら結構動いてもらわないといけないなということはあるかもしれません。

司会者：あと審理時間の長さという点で、何人か確認したいと思います。ちょっと2番さんにお聞きしたいんですけども、午前中に選任手続で選ばれた後、午後から始まって、もうその日の午後には結構重要な証人の証人尋問までされたと思うんですけども、夕方近くになって集中力が続くかどうかとか、そこら辺、何か心配な点とか、実際どうだったとか何かございますか。

裁判員等経験者2：集中力が切れるとかっていうのはなかったですね。もうほとんど興味津々で来て、1回やりたいとやる気満々で来てますので、いろんな出来事が進んで証人尋問もありましたけど、結構真剣に、そこそこ疲れるとかだれるとかじゃなくて、緊張をずっと持続できたまま1日、1週間全てですけど、やり通せたような気がします。

司会者：5番さんも同じく午前中に選任されて午後から手続が始まってその日のう

ちに2人証人尋問をされてると思いますが、初日って結構緊張したまま手続に入っていったらと思うんですけども、頭の入り具合とか何かそこら辺初日ってというのはどんなもんだっかちょっと確認したいなと思いますけど、どうでしょうか。

裁判員等経験者 5：初日は本当に訳の分からないまま1日が終わるといいますか、疲れてることも気づかないぐらい1日が終わったなど。逆に1日目の夜が一番何か体力的に精神的にも疲れを感じたなというのは思いました。

司会者：では、審理日程等の話はこの程度にいたしまして、次、審理の中身について聞いていきたいと思います。

審理におきましては、まず、冒頭手続、すなわち検察官の起訴状の朗読、被告人、弁護人の罪状認否がありまして、それに引き続いて検察官と弁護人の冒頭陳述ということで双方の事件に関する説明、いわば事件に関する説明なり検察官、被告人から見た事件のストーリーの説明があったと思います。この部分についてお聞きしたいと思いますが、検察官や弁護人の冒頭陳述は審理の争点とか着目すべき点について分かりやすい内容になっていたかどうか、それとも分かりにくいと感じたかどうか、そこら辺について聞きたいと思います。

まず、1番さんから聞きますが、検察官や弁護人の最初にやる冒頭陳述、これは分かりやすかったかどうかと、そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者 1：分かりやすいか分かりにくかということだけで言えば、分かりやすかったと思います。

司会者：何か検察官、弁護人の冒頭陳述でこの点を改善したほうがいいんじゃないかとか、そういうところは何かありますか。今、先ほど分かりやすかったかどうかという点からだけ言えばというふうにちょっと留保がついたみたいだったので、そこに何か意図があるのかなと思ひまして、何かここら辺をこうしたほうがいいというもし思いがあればお聞かせ願いたいなと思いますが。

裁判員等経験者 1：あれで十分詳しくお話になってたかと思うんですけども、

何か足りなかったなという印象は双方にありました。今、具体的にはもう忘れておりますけど、当時の印象としてですね。

司会者：同じ質問を2番さんにもしますが、最初のうちにされる検察官，弁護人の冒頭陳述について分かりやすくよく理解できたとか，今後こういうところに着目すればいいんだというのがよくわかったとか，何かそこら辺，感想ございますか。

裁判員等経験者2：A3の用紙に時系列にきれいにまとめられてまして，それで，争点になるようなポイントもちょっと書いてたんで，意外とこういう点を論争というか審理していくんだなということもわかったし，きれいに資料が整理されてたんで分かりやすく，補足説明も聞けばちゃんと理解できて，なかなかうまくできてるなという感想でした。

司会者：それは，検察官も弁護人も双方ともということになりますかね。

裁判員等経験者2：はい，検察官も弁護人も両方A3の用紙できれいに1枚でまとめられてて分かりやすかったですね。

司会者：ビジュアル的にも内容的にもよくわかったということになりますかね。

裁判員等経験者2：ビジュアル的には，ちょっと微妙な点はありますけども，文章だけの判断でいくと良かったけど，ビジュアル的に想像できるかということ，それはちょっと不可能な点はありますけど。

司会者：他の方にも聞いておきますが，まず3番さん，検察官や弁護人の冒頭陳述について分かりやすかった分りにくかった，この点改善したほうがいいとか，何かあればお願いします。

裁判員等経験者3：すごく分かりやすかったので，改善点は特にはないです。

司会者：同じ質問です。4番さんどうでしょうか。

裁判員等経験者4：自分も分かりやすかったので，特に改善点はなかったんですが，文章的にはすごく分かりやすいんですけども，写真等の説明が中身にありまして，写真がすごくはしょったようにさっささと進んでいかれたのは，何

であれあんな飛ばしたんやろうなど、もう少しイメージをつかむのに時間をかけて見たかったなというのは個人的な感想であります。

司会者：それは、証拠の説明の時の話ですかね。ありがとうございます。

5番さんにも同じようなことを聞きたいんですが、5番さんの事件は結局被告人の責任能力が争いになりましたが、その審理の冒頭の検察官の冒頭陳述、この事件の見方とか、あと弁護士からこの事件について訴えたいことについて冒頭陳述がされたと思いますが、その段階で責任能力とかいうのはどういうものなのかというのは分かりやすく説明されてたのか、責任能力って何だろうなというのは、最初の段階である程度解消できたかどうか、責任能力の意味ということですけどもね。そこら辺はどうでしたか。

裁判員等経験者5：おっしゃられるように、責任能力というところが争点であって、行った行為自体がどうだみたいな話が争点じゃないということが、このメモ、いただいた資料で分かりましたんで、非常に進めやすかったですし、議論を重ねていく中でどちらかというところ、その行った行為寄りの話に寄りがちだったんですけども、やはりこの争点がまとめられてあったことで話がしっかり集約できたなという意味では、非常に分かりやすい資料だったなというふうに思っています。

司会者：じゃあ、6番さんにも聞きますが、証拠調べの前にされる検察官の冒頭陳述とか弁護人の冒頭陳述、この事件でこういうことが言いたいんだというふうな話書かれてるんだと思いますが、その点について何か分かりやすかった分かりにくかったとか何かございますか。

裁判員等経験者6：特に分かりにくいということはないと思います。ただ、証人の方の専門性が高過ぎてちょっとそちらのほうが余計にこちらのほうでかみ砕きにくいものであったので、ちょっとしんどかったんじゃないかなというのは印象です。

司会者：じゃあ、ちょっと先ほど話にも出ました証拠調べの中身にも入られた方

がおられたんで、引き続いて証拠の取り調べについて聞いていきたいと思えます。

証拠の取り調べは、大きく分けて証拠書類の取り調べと人証、証人の取り調べがあります。書証の取り調べの多くは供述調書など捜査段階で作られた証拠書類やそれを整理し直したものの朗読を聞くというものになっていたと思えます。

まず、1番さんに聞きたいんですが、1番さんの事件では証拠書類の他に証人3人と被告人質問というのがあったと思うんです。覚えてらっしゃいますかね。証人尋問、直接目の前でやりとりをするのを聞いたということになりますが、証人尋問が分かりやすかったかどうか、この点分かりづらかったとか、被告人質問の質問の意図がよく分からなかったとかポイントが分からなかったとか、そういうことはありましたでしょうか。

裁判員等経験者1：分かりやすかったと思えます。証人たちも一応必要な返答をしておられたように理解してはいますが、あと証拠ですか。証拠についてちょっとむごいのでとかおっしゃって、何か映像になってたり省略されたりしてるところがあったんですが、それは裁判官は多分実物を御覧になってるんだと思うんですね。そして、我々にはそういう形でむごいだろう、残酷だろうといってそういうものを見ていない、でも本当は見せたほうがいいんじゃないかと、私はあ のときそう思いました。

司会者：引き続いて2番さんに聞きますが、2番さんの事件は、事件としては5つ事件があったと思うんですね。ひたたくり3件と強盗関係が2件ということありましたが、審理の過程で5つの事件の区別というのはきちんとできてたのか、ちょっと混同するとかそういうことはありましたか。

裁判員等経験者2：5つ事件があって、多分、1、2、4、5というのは、ほぼほぼもう既成事実みたいな形で3番の事件だけが強盗になるとか何とか、強盗にならなかつたら窃盗罪とか恐喝罪とかそういう類いのものかの判断で、あとは、

これはひったくり，これは強盗，もうけがをさせてるんで強盗というほぼほぼ僕らでもそれはわかったんで，5つの事件の区別はきれいに整理されてわかったような気がします。

司会者：先ほどちょっと出ましたけど，強盗の成否が争われる，強盗になるのか窃盗なり恐喝なり脅迫なりにとどまるのかというところが争点になってると思いますが，被害者の証人尋問とか被告人質問とかで，この証人のポイントはどこになるのかというのは聞いててよく分かりましたか，それとも何を言ってるか分からないよとかそういうことはありましたか。

裁判員等経験者2：証人尋問では何かその事件当日から1週間以内に調書をとられたときの内容と実際裁判の中で証言する内容が食い違ってるような，メモを見ても食い違ってるような何かちょっとうそじゃないですけど，もうその状況のことがパニックになって分からないのか，調書をとるときと今また気持ちが変わって意見が変わってるのかという部分があったんで，どっちが正解なんだろうという気持ちは，迷いはちょっとありましたね。

司会者：じゃあ，3番さん，4番さんにお聞きします。3番さん，4番さんのときには証拠書類の取り調べと被告人質問だけということだったと思います。かなり被告人質問も長ければ，証拠書類，特に関係者の供述調書の取り調べも長い事件だったと思います。そこで，供述調書をかなり長く朗読したということについてちょっとお聞きしたいんですが，まず3番さんに聞きますが，関係者の供述をまとめた書類の取り調べがちょっと長かったとか読まれただけでは頭に残らないとか，何かそこら辺ございますか。

裁判員等経験者3：休憩のときにちょっと長くなりますというふうに事前におっしゃっていただいていたので，心構えというかメモとかができたので，混同するとか長過ぎるということは，特には感じませんでした。

司会者：4番さんにも聞きますが，4番さんの事件は，被告人から話を聞くのもかなり時間を長くにとって，事件の本質に至る前の経緯についての話もすごい長

かったと思うんですけども、途中で集中力が切れるとか長過ぎてちょっと疲れたとか、そういうのは特にございませんでしたか。

裁判員等経験者 4：特に長過ぎるという点はなく、逆にその方の人生を左右するような立場で参加させていただいてるので、集中して聞くことはできました。

司会者：供述調書以外の証拠書類の取り調べで、先ほど写真の取り調べがちょっともっとゆっくりしてほしかったという御意見ありましたけど、他に何か証拠調べであの点こうしてほしかったというような、特に3番さん、4番さんは同じ事件だったので、何かあればお二人から聞きたいんですが、何か今言われた以外のところで何か気づいた点とかありますか。

裁判員等経験者 4：文章では分かりやすいですが、10年ほど前の事件ではあったので、そこをさかのぼって何年何月にはこれをした、何年何月にはこれをしたというのを頭の中で整理するのがすごく大変だったのはあります。

司会者：じゃあ、5番さんの事件について聞きますが、証拠書類の他に事件に関する証人2人と、あと責任能力に関して精神科医のお話を聞いたと思います。そこで、精神科医の尋問というのは、これはよくわかったのかちょっと分かりづらかったのか、この点をこうしてほしかったとか何かあればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 5：この医師の説明が一番分からなかったんですね。言葉が。お話のされ方の影響もあるんでしょうけども、専門用語もわんさか出てきますし、ただそこがまた争点の部分だったので、必死に食らいついて聞かないとかなかなか理解がしづらかったなというのが正直なところですよ。

司会者：その証人は、きっとパワーポイントで示しながら説明をしていただけたんだろうと思うんですが、それは聞いてるときは余り理解できなくて、帰って評議の中で理解をしたということになるのか、難しいながらも法廷で精神科医の言っていることは理解できたのか、そこら辺はどうなんですかね。帰ってから裁判官と話し合いをする中で疑問が解決したのか、その場である程度は

理解できたのか。

裁判員等経験者 5：前者でして、その場では余り分からないことも皆さんと話す
る中で、また裁判長の助言の中で、聞く中でわかってきました。

司会者：その精神科医のお話が法廷では分かりづらいというのは、専門的過ぎて
分からないという意味なのか、証人の説明の仕方が十分じゃなかった、どちら
の比率が大きいでしょうか。

裁判員等経験者 5：割合で言うのは非常に難しいなというぐらい両方ともが掛け
合わさって難しかったなというふうには思うんですけども、もしかしたらお
話のされ方でもう少し入ってきたかなというのは、今考えると思います。

司会者：分かりました。

6番さんについて聞きますが、6番さんも証拠書類の取り調べのほか、目撃
証人、被害者の奥さん、あとお医者さん3人を聞いたと思います。先ほどちょ
っと出ましたが、専門家の話がちょっと難しかったみたいな話がありました
が、改めて聞かせてもらいますが、お医者さん3人聞いた感想というか、そこ
ら辺はどういうふうに聞いとけばよろしいでしょうか。分かりやすかった分か
りにくかった、全く分からなかった、いろいろあると思いますが。

裁判員等経験者 6：心証的なことになってもいいんでしょうか。

被害者の方の解剖の先生のほうのちょっと態度的なものがちょっと、まず一
つ、ん、というのがあったのがちょっと入り込みづらかった。あと、もう2人
ほど先生がいらっしゃったんですけど、結局3人とも合わさっても外因性も内
因性もどっちもあるよという話で、最終的に終わってしまったという、ぼやっ
とした終わり方だったのがちょっと何か残念というか、私らを導いてくれるみ
たいなところ辺が薄かったような印象があったので、ちょっとそれが残念でし
た。

司会者：このお医者さん3人、死因に関してお医者さんに聞きましたが、朝から
1日でまとめて3人聞いたと。審理をした裁判所の判断としては、同じ日にま

とめて3人聞いたほうが理解しやすかろうということで、まとめて3人聞いたんですが、1日にまとめて聞いたということについて頭の整理が追いつかなかったとか別々の日に聞いたほうが良かったとか、何かそこら辺進行の仕方で気づいたところがありますか。

裁判員等経験者6：、私は、専門学校を出てるので、多分医療の話はある程度理解はできるんですよ、1日でやっていただいても。でも来ている人は主婦であったりいろんな方がいらっしゃるんで、その方に今まで私が何年間か学校で覚えてきたやつを1日、それも何時間の中で3人まとめて一人一人の意見を一つにまとめて理解しろというのは、ちょっとしんどかったんじゃないかなというのは思います。

司会者：では、次のテーマに移りたいと思いますが、証人尋問や被告人質問等が終わった後、検察官、弁護士からそれぞれ最終的な意見が述べられたと思います。論告、弁論と言いますが、最終的なまとめの意見を双方にしてもらって、検察官からは懲役何年が相当であるみたいな求刑もしてもらったと思います。その点について聞かせてもらいますが、検察官や弁護士の論告とか弁論、それぞれの内容について十分理解できたのかとか、情報量が十分だったか、ちょっと多過ぎた少な過ぎたとかそこら辺を聞きたいんですが、まず1番さんからお聞かせ願えますか、論告、弁論、最終的なまとめの主張についてどうだったか、そこをお願いします。

裁判員等経験者1：内容的には十分に納得できるものだったと思います。

司会者：分かりました。2番さんはどうでしたでしょうか。

裁判員等経験者2：大分たつんですが、そのときは多分、何かわだかまりみたいなのもあったような気がするんですけど、証人尋問の方と検察との何か調書と違うでしょうと、何かそれが流れたような感じがしたんで、その辺で求刑とかそれはそんなもんだらうなという感じはしますけど、ちゃんと審理が最後まで終わったんだらうなという、何かそういうもやっとした感じは受けたような気がし

ますね、そのときは。あと、ですから、最後、みんなでいろんな話合いをして、この件はどうだったこうだという話合いをする中では、もうその辺はクリアされましたけど、検察の求刑のときには、ちょっと疑問点もあったような感じが今思うとするんですけど、ちょっとどういうことをはっきりというのは言えないんですけど、そういう気持ちは今ちょっと持ってるかなと思いますね。

司会者：3番さんにも同じ質問しますが、検察官の論告とか弁護人の弁論、分かりやすさ、情報量の適切さ、そこら辺は何かございますでしょうか。

裁判員等経験者3：情報量はもう適切で分かりやすかったです。

司会者：4番さんにちょっと毛色の違う質問しますが、検察官がいろいろまとめの主張をされた後、最後に、懲役何年を求めますということで求刑がされましたけども、検察官がいろいろ説明してる内容と、じゃあ、そこからなぜこの求刑になるのかというのがそれはずっと理解できたのか、検察官はこう言うけど、なぜその求刑に結びつくのかちょっと分かりにくかったなとか、そういうのは何かございますか。

裁判員等経験者4：違和感なくずっとその量刑が入ってきました。

司会者：じゃあ、引き続いて5番さんに聞きますが、基本的に責任能力が争点になっていて、きっと検察官のほうで責任能力についての説明を論告でされたと思います。先ほどの話だと、お医者さんの話はちょっと分かりづらい面もあったということですが、検察官の論告を聞いてみて責任能力についての考え方とかいうのは、ずっと理解できたのか、その論告自体もちょっとまだ分かりづらかったとか、そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者5：論告自体、非常に分かりやすい内容で、ずっと入ってきたと思ってます。

司会者：論告を聞いて、あのお医者さんの言ってることはこういうことだったのかというふうに理解できた面もあるということでしょうか。

裁判員等経験者5：おっしゃられるとおりで、そういう使い方といたしますか、そ

ういう証拠の出し方みたいなので御説明されたんだなというのは、そこでやっ
とわかったみたいな部分もあります。

司会者：それに対して責任能力を一部争われた弁護人のほうの弁論というのは、
どうだったかというのはどうでしょうか。

裁判員等経験者 5：弁論に関してなんですけども、証人で呼ばれる方以外の登場
人物が経緯として幾つかあってですね、以前、イカサマゲームをしたみたいな
話があって、でもこれは被告人の妄想だみたいなたてつけになってるんですけ
ども、それが実際行われてたかどうかというのが論点じゃないのみたいなこと
にもなるんですけども、この場ではそれは証拠はないということ以上にわかる
部分がなくて、そこは非常にもやもやしたんですけども、弁論の中ではそれも
一つの証拠じゃないですけども、妄想だからみたいな結論づける一つの理由に
なってたので、それが分からない中で入れられてしまったというのは、もやっ
とするポイントだったかなというふうに思います。

司会者：6番さんも専門家のお医者さんを3人聞いたりということはありましたが、
それを踏まえての検察官の最終的な説明、論告について、今まで法廷で疑
問に思った点が解決されたとか分からないままだとか、何かそこら辺御意見ご
ざいますでしょうか。

裁判員等経験者 6：結局、医師3人の話はそこまで重要だったのかなというのは、
私の気持ちです。

司会者：そもそも3人も聞く意味がなかったんじゃないかと。結論的に論告、弁
論と話変わりますけども、審理の証人の選択として、この3人聞く必要が余り
なかったんじゃないかという話にはなるんでしょうかね、最終的に。

裁判員等経験者 6：そこまで必要なかったと思います。

司会者：引き続きまして、評議のあり方などについて御意見、御感想を伺いたい
というふうに思います。

今回は6番さんから聞いていきますけれども、評議の雰囲気とかについて聞

きたいと思いますが、自分の意見は自由に言えたかどうかというのをまず確認したいですが、そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者 6：結構かなり自由に思うことは言えましたし、みんなも聞いてくれる耳を持ってきていたかなと思っています。

司会者：評議の進め方等で、こうしたほうが良かったんじゃないかとかいうふうな注文とか、何かありますか。

裁判員等経験者 6：いえ、特に。いい雰囲気ですべていただいたと思います。

司会者：じゃあ、5番さんに聞きますが、自分の意見は自由に言えたかどうかとか、どうでしょうか、評議の雰囲気を含めてということになりますか。

裁判員等経験者 5：もう自由に発言できましたし、周りの皆さんも自由にやられていたと思いますし、その雰囲気の作り方も非常にお上手だなというふうに思いました。

司会者：同じ質問になりますが、4番さん、どうでしょうか。

裁判員等経験者 4：雰囲気がすごく良かったので、自分の意見は活発に言えることができた。周りの方の意見もすごく参考に聞くことができた。良かったと思います。

司会者：この点は改善できるんじゃないかみたいな点は特にありませんか。

裁判員等経験者 4：特にないと思います。

司会者：同じ質問で、3番さんはどうでしょうか。

裁判員等経験者 3：とても自由に発言ができて、お時間もあったので、十分議論できたと思います。

司会者：同じ質問で、2番さんはどうでしょうか。

裁判員等経験者 2：みんな自由に発言できて、言いたいことも自分の気持ちも全部出していたと思います。みんな意見は出したと思います。あと、裁判長の方がなかなかうまくて、うまい具合に振りながら意見を求めて発言させて、そういう雰囲気が、全体の雰囲気が良かったので、みんなしゃべりやすい雰囲気に

なって、意見を言っていたのかなと思います。

司会者：同じ質問で、1番さんはどうでしょうか。

裁判員等経験者1：非常に和やかな雰囲気です、裁判官の方々とも意見交換ができたと思いますし、意見を出し渋らざるを得ないような状況はなかったと思います。ただ、どの評議においても、ちょっと全体の時間が短かったのかなと。もう少し時間があればと思いますが、次の予定が組まれているもので、限られた時間でしか話し合えませんでした。だからその辺がちょっと残念だなと思いました。

司会者：もう少しゆっくり評議をしたかったという、心残りがあるということですかね。ありがとうございます。

次の質問になりますが、評議の中で、皆さん、基本的には量刑資料というのを示されたと思います。そのことについての御意見や御感想を聞きたいと思いますが、量刑資料、これは、そもそも、こういうものは示されないほうがいいとお考えなのか、これはあったほうがいいとお考えなのか。また、この資料は量刑を決めるに当たって、どの程度影響したのかとか、そこら辺を聞きたいんですが、6番さんに聞きますが、量刑の資料について、どのようなお考えでしょうか。

裁判員等経験者6：恐らく私らが何年っていう基準というのを持ってないので、あるほうが分かりやすいとは思いますが。

司会者：同じ質問ですが、5番さんはどうでしょうか。

裁判員等経験者5：同じく、ないと基準が定まらないですし、あと被害を受けられた方の尋問とか目の当たりにしてしますので、どちらかというところ、何も基準がなければ、どんどん重くなってしまうみたいなことにもなるかと思っておりますので、基準が表示されることで、逆に決めやすかったなと思っております。

司会者：5番さんに聞きますけど、どのタイミングで資料を示されましたかね。皆さん、一回自分の意見、数字的なものを念頭に置いてから示されたのか、も

う自分で数字を一回出す前にもう示されたのか。何か記憶がありますかね。

裁判員等経験者 5：記憶では、いきなり見せられたというよりは、ある程度、何か考えが定まったというか、集約しかけたタイミングで見せていただいたような、感覚的には、いいタイミングで見たなみたいな印象はあります。

司会者：では、同じ質問、量刑資料についての御意見を、4番さんにも伺いますが、お願いします。

裁判員等経験者 4：量刑資料は、覚えている範囲では、みんなが大体これくらいやなというような意見を出し合う前に見せていただいたと覚えております。最初にも言いましたとおり、全く知識のない者の意見を、まずわっと出させていただいて、そこから量刑を、大体基準はこれぐらいだよというのを教えていただいたほうが、一般的な知識のない者の思いというのは、伝わる、分かりやすいかなと思いました。出すタイミングをちょっと後にしてほしかったというのがあります。

司会者：量刑資料を見られた感覚として、自分が思っている量刑よりも、ああ、軽いんだとか、重いんだとか、何か思ったことがありますか。

裁判員等経験者 4：先ほども言いましたとおり、10年前の事件で量刑が法改正により変わっていた点もありましたので、自分の中では少ないという思いはありました。

司会者：3番さんに同じ質問をしますが、量刑資料についての御意見、御感想、また、今出ましたけど、示すタイミングについて何か御意見あればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 3：量刑資料は、あったほうがもちろん分かりやすかったですし、タイミング的にも、私的には問題なく、非常にいいタイミングだったというふうに思います。

また、あわせて、違う事件のことについての参考資料とかも参考までに見せていただいたことで、こういった使われ方とか、非常に勉強になったというふ

うに思います。

司会者：じゃあ、同じ質問ですが、2番さん、どうでしょうか。

裁判員等経験者2：検察の求刑がありますんで、最初に皆さんどれぐらいだと思いますかというのを、意見出し合って、それで、最初の皆さんの意見をどれぐらいの量刑にするかというのを聞かれて、あと過去の判例事例とか、やっぱりちゃんと見とかないと、どれぐらいが適当なのかとか分からないんで、過去の判例事例とかを結構参考にして、自分の意見をまとめていって、やっぱり量刑資料はあったほうが、それはもちろん私はいいと思います。

司会者：1番さん、どうでしょうか。

裁判員等経験者1：いつの時点で、実はその資料を出されたのか覚えていないんですが、一つの目安にはなります。例えばいろんな殺人事例がありますがけれども、今回のように正当防衛がどうかというふうなことで言えば、その正当さ、過剰さがどの程度かというのは、今までに既に判例が出ていて、そういったことが、どういう状況で出ているのかというのは、個々のあれで違いますから、一つの方向性として、そういう数値を見るのは一つのやっぱり参考になって、自分の意見を言うのに役に立ったかなとは思っています。ただ、絶対的な数値というのは、そこでは出てこないかとは思っていますけれども。

司会者：評議で皆さんが話し合った内容が、最終的に判決という形になったと思います。判決の内容を皆さん、読み聞かせてもらったりしたと思うんですが、その自分たちで評議したことが判決にうまく表現されていたかのかどうか。分かりやすい内容になっていたのかどうか。分量的にどうだったのか。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいですが。

判決としては、皆さん、みんなで話し合ったことが上手に書かれていたと思うのか、ちょっと言い足りない、もうちょっと書いてほしかったとか、長過ぎるんじゃないかとか、何かございますでしょうか。

裁判員等経験者6：みんなで話し合ったことが、きちんと全てはめ込まれている

かなというふうに思います。長くも感じませんし、やっぱりこれぐらいの内容のほうがいいかなと思いました。

裁判員等経験者 5：本当に的確にまとめられていて、議論した皆さんでも感嘆の声が上がるぐらい、もうしっかりまとまっているなというふうに感じました。

裁判員等経験者 4：みんなで話し合っただけで決めた量刑ですので、納得できるものでありました。

裁判員等経験者 3：同じく意見が反映されており、非常に分かりやすい判決文だったというふうに覚えております。

裁判員等経験者 2：きれいにまとめられていて良かったと思います。最終、この判決で言いますからということで、前日ですかね、裁判長のほうが一言一句全部読んで、もし異議があれば、意見言うてくださいと。明日でもいいですからというお話があったんで、全部きれいに読んで、自分の中、十分納得して、全部網羅されていたと思います。

裁判員等経験者 1：量刑に導く各要素は過不足なく盛られていたと思います。

司会者：それでは、一通り皆さんから意見を伺いましたので、この段階で、法曹三者の方から、これまでの皆さんの意見を聞いての感想、又は裁判員経験者の方に聞いてみたいことがあれば、聞いていただいて構いません。

裁判官：本日はどうも大変ありがとうございました。貴重な御意見をいただいて、非常に私どもも参考になりました。

ちょっと1点、補足してお伺いできればと思うんですけども、今、裁判の期間がやや増加傾向にあると伺いますか、やや長くなってきているという点が非常に問題視されていまして、二つの意味がありまして、裁判に入るまでの準備の期間が長くなってきているという、そういう意味の話と、裁判そのものの期間がやや長くなってきているという二つの問題がありまして、ここで裁判そのものの時間について、ちょっとお伺いしたいんですが、特にその中でも、評議の時間がやや伸びているんじゃないかとも言われているんですね。例えば今まで10

時間かけていたものが12時間ぐらいになっているとか、そういう話なんですけれども。

その点で、評議の時間について、少し出たんですけれども、どうお考えなのかなということをお伺いできればと思うんですけど。例えばちょっと短かったもので、もう少ししっかり評議したかったと思われたのか、それとも、これぐらいでいいと思われたのか、それともちょっと、むしろ長過ぎて、もう少しコンパクトだと参加しやすいとかですね。そういう点について、どのようにお考えだったかお聞かせいただければありがたいんですけれども。よろしいですか。

司会者：先ほど出たかと思いますが、改めて、1番さんから、評議の長さが十分だったか、もうちょっと欲しかったかとか、そこら辺ですが。

裁判員等経験者1：評議、本当はもう少し時間が欲しかったと思っています。どうしても、全日程のかげん、日々の日程のかげんで、評議の時間も当然のことながら制限を受けていたと思うんですけれど、もう少しあれば、もっと細かくというか、納得いくように話し合いができたんじゃないかと。私の経験した評議そのものを決して悪かったとは言いませんが、もう少し時間があったら良かったかなと思っています。

裁判員等経験者2：私がやった裁判では、評議の期間も、ちょうど良かったかなと思います。意見が出尽くすところまでやった記憶がありますので、十分だったかなと思っています。

裁判員等経験者3：評議の時間はとても適切だったというふうに思います。最後、4日目だったと思うんですが、午前中、予備として時間をおとりいただきましたが、もうある程度意見が固まっておりましたので、もう昼からで大丈夫ですよということだったので、そういった予備の時間とかが十分確保されていたので、かなりありがたかったというふうに思います。

裁判員等経験者4：適切だったと思います。

裁判員等経験者5：1週間、月曜日から金曜日までで、本当に十分できたなとい

うふうに思っています。ただ、期間がこれ以上仮に長いようなものだと、参加が非常に難しいと、もう月から金までが、仕事の調整であるとかってというのは、もう限界かなというふうには思いました。

裁判員等経験者 6：個人的にはすごく割と体もしんどかったし、精神的にもしんどかったんですけど、評議時間はもっとあったほうが良かったなって、今思っています。今日は午後からとか、そういう日もあったんですけど、もっと一日使って、いろんな発想を飛ばしたかった感じがします。こういった場合はこうなるんじゃないかっていう、いろんな仮説を立てながら、いろんな方向で、いろんな面で見えたかった、そんな気がします。

裁判官：ありがとうございました。

検察官：先ほど証拠調べの手続、要は皆様に、検察官が証拠の内容を説明する手続の中で、一部の裁判員の方からちょっとお話が出たので、それに関連してお聞きするんですけども、遺体とかけがの写真などについては、イラストなどの代替証拠が採用されているのが今実情だと思われま。

そこで、実際に皆様が裁判に関与されてみて、仮に遺体とかけがの写真などが証拠として調べられる、皆さんは直接見られるというような場合を想定すると、例えば冷静な判断ができず、判断に影響が出てくるというふうにお考えになられるのか。

それと、イラストなどではなく、実際の写真とかを見て判断したいというふうに考えられたことはなかったか、そのあたりをお聞きしたいんですけども。

司会者：多少触れられた方もいましたが、また改めて、1番さんからお聞きします。遺体の写真とかけがの写真を実際見たほうがいいんじゃないかとか、そこから辺の御意見をということですが。

裁判員等経験者 1：その件は、先ほども言ったんですが、正しく判断しようと思えば、やはり裁判官が見ておられること、検察側が見ておられることは、我々と区別なく、我々も見る機会があるほうが、同じ立場に立てるんじゃないかと

いう気がしております。

ですから、そういう意味では、決して、こんな残酷なことを見せちゃいけない、良くないんじゃないかとかおっしゃらずに、むしろ我々に対しても、同等にそういう機会があるほうが、我々にとっても参加している意義があるような気がします。

そうでないと、隔靴搔痒ですか、何かそんな印象を受けてしまいますね。

司会者：2番さんの事件は、そもそもそういうのはなかったのかもしれませんが、もし遺体写真とかが調べる必要があるというときに、それを直接見たいかどうかという話にはなります。そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者2：私の事件はけがをした女性のすりむいたとか血が出た写真はありました。2枚ほどあって、それは見ましたし、私が今回の被害は全部女性の方なので、写真でも、その女性の方がどんだけ心の病とか、被害とかを被っているのかっていう心理状態までは見えないんで、なかなか、写真はそれらの一つの判断材料として見せていただいたんで、ああ、これぐらいのけがを負ったんだなというのはありましたから、実際の写真は見せてもらってありがたかったかなと思います。

司会者：3番さん、4番さんの事件はもう古い事件で、御遺体とか残ってなくて、結局はその後、骨が出てきたということで、それ自体もう見ることは今回なかったと思いますが、それも踏まえて、御遺体の写真とかを審理で見ることについて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

裁判員等経験者3：写真とかは見たいというまでは、正直思わないんですけども、見ても全然大丈夫かなというのがありますが、配慮いただくということは十分ありがたいことかなというふうに思います。

司会者：4番さん、どうでしょうか。

裁判員等経験者4：写真については、自分は見たいという意見というか、正確性や残忍性とかを知るためには、見ておくべきかなとは思っております。ただ、

人それぞれ見たくない人もおられると思うので、前もって写真を流される、事前の説明とか、気分が悪い場合は退席してくださいというような配慮があれば、流したほうが良いと思います。

司会者：5番さんにも同じ質問です。実際の裁判でどういうものが取り調べられたのか、ちょっと私わかってないんですが、それも踏まえて、けがの写真、生々しいけがの写真とか御遺体の写真とかについての取り調べの必要性等について、何か御意見あればお願いします。

裁判員等経験者5：二つの気持ちがありまして、やはり見てみたいなという気持ちもありますが、実際見てないんで、見たときに、どれぐらい後々残ってしまうのかと、脳裏に焼きついてしまうのかみたいな怖さも正直あるなというのと、もう一つが、オブラートのかけ方といいますか、それによって、やはり影響してくると思うんですね、意見とかが。そういうのってちょっと公平性といいますか、正当性というか、影響してしまうのであれば、もうそのままの状態で見ただほうが良いんじゃないかなという、ちょっと二つの気持ちがあります。

司会者：同じ質問ですが、6番さん、そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者6：やっぱりイラストにされるのと、実際というのは、かなり離れていると思うので、より現実的には、きちんと示していただいたほうが良いと思いますし、やっぱりこっちが知っているのにこっちが知っていないというのは、やっぱりチームで一つ動くとして考えれば、やっぱり同じものを見ているほうが良いとは思いますが。

弁護士：今日はありがとうございました。

私からは、弁護人求刑のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。検察官が審理の最後にする論告、求刑、この求刑というのは必ずするんですけども、一般の裁判員裁判じゃない普通の裁判の場合は、弁護人が具体的な求刑意見をしない場合もありまして、裁判員裁判のときに、その具体的な求刑、量刑意見をするかどうかというのは、ちょっと悩ましいところがあって、我々

も時々悩むんです。

というのは、余り軽い刑を主張すると、裁判員の方に、一顧だにされないだけじゃなくて反感を持たれるかもしれないと。逆に弁護人が具体的な刑量を述べてしまうと、それよりさらに軽い刑を考えていた裁判員の方がおられる場合に、その意見が生かされなくなる可能性があるということもあって、その量刑意見を弁護人が述べるということについて、慎重な意見もかつてはあって、かといって、検察官は必ず具体的な求刑というのをするのだから、弁護人が検察官求刑よりも軽くと、そういうような漠然とした主張をするだけでは到底説得的な意見とは言えないので、やはり弁護人側としても具体的な求刑、量刑意見をすべきやというような考えもあって、今回来ていただいた裁判員の、今回事例になっている案件でも、2番から5番の事件は、裁判員の方が担当された事件は、もう全て弁護人は求刑意見を述べられています。1番の事件は、その辺はちょっと明確にはなされてなくて、6番はこれは弁護人が無罪を主張しているから、求刑は意見はないのは、これは当然なんです。

私からは、ちょっと長くなりましたけど、聞きたいのが、弁護人の求刑、量刑意見というのが、参考になったとか参考にしたとかいうのか、むしろちょっと、あれっという感じだったのか。その辺をちょっと感想をお聞かせいただければと思います。

あったほうが良かったという意見も聞きたいと思います。

司会者： 弁護人が具体的に、この被告人にはこの程度の刑がふさわしいと言われた方もおられれば、言われてない人もいますけれども、もし言われてなかったときに、ああ、それは言ってくれたほうが、弁護人としての考えを言ってくれたほうが良かったのか、それは特になかったのか、1番さんはなかったようですが、それについて弁護人としてのお考えも述べていただいたほうが良かったというふうになるのか、そこら辺はどうでしょうかね。

裁判員等経験者 1： 実は、今回の弁護人の訴えられている姿勢が、何かちょっと

消極的かなど。事実関係は、十分に並べておられたと思うんですけど、もう何となく量刑ありきというような雰囲気、私は実は裁判の途中で感じたんですね。だから、それをどの程度にするか。もちろん、検察側の言われることよりは少な目のことをおっしゃるんでしょうけど、何かちょっとそういう消極的な印象を受けたものですから。そこで具体的に量刑をおっしゃるのが良かったのかどうかというのは、今回の例に関しては、余り結果に影響はなかったように思います。

司会者：2番さんは、弁護人が、この程度の刑にとどめてくださいという数字を出されています。その捉え方とか、それについての御感想とか何かありますか。やってくれて良かったとか、指針に、一つの目安になったとか、何かございますか。

裁判員等経験者2：弁護人の量刑がこれに相当しますとあって、率直な私の意見としては、ああ、これぐらいはあるんだという意見が、最初の私の気持ちの中であって、ですから、やっぱり弁護人がどれぐらい求めているかというのは、参考になるし、良かったかなと思います。

司会者：3番さん、4番さんについても、弁護人のほうで、この程度の刑が相当である、6年以下が相当であるみたいなことを言われていますが、弁護人で数字を出すことについて、御意見を伺いたと思います。

裁判員等経験者3：弁護人のほうからおっしゃっていただいたのは、全然いいというか、必要だったというふうには思います。

裁判員等経験者4：意見の偏りが当初はありましたので、弁護側のお話を聞くにつれて、両面から見詰め直すことができたので、聞けて良かったと思いますし、その量刑も、ああ、こういう数字も出るのだというようなことも考えられたのでありがたかったです。

司会者：5番さんも同じく弁護人のほうが数字を出されていますが、その点について御意見、何かございますか。

裁判員等経験者 5：あって良かったと思いますし、あるべきだろうなと思っています。というのは、検察官の側からの一つの基準を示されますけれども、一つしか基準がないと、それに対して丸かバツかしか判断できないなど。二つあることで、その幅も考えられますし、年数を設定した理由というのもそれぞれあると思いますので、どっちに近いかみたいなのが、どっちにも違うみたいなのが判断できるかと思っていますので、二つあって良かったなと思います。

司会者：6番さんの事件は無罪を争っていたので、弁護人が全く量刑について触れるところはなかったんですけれども。仮定の話になりますが、検察官は、何年を求めるというのに対して、弁護人も一定の数字を出したほうが基準になりやすいとか、そこら辺、何か御意見ありますか。実際は全然なかった話なんです。

裁判員等経験者 6：先ほど5番さんがおっしゃられた意見とほぼ一緒です。ただ、そこに内容、弁論の内容が伴っていれば問題はないと思います。

弁護士：ありがとうございました。

司会者：最後に、皆さんお一人ずつ、これから裁判員裁判に参加される方に対するメッセージがあれば、一言ずつお願いしたいと思います。

裁判員等経験者 1：いろいろと裁判員制度について聞く機会があります。一部には参加するのは義務だと、一部には権利だと言います。義務であれば、怠るなど、権利であれば軽々しく手放すなど。そうして、もし抽選を受ければ、周りを説得して積極的に参加することを期待しています。

裁判員等経験者 2：通知が来たら、必ず参加意思をちゃんと表明して、参加しなさいと、私の社員の若い子にも言ったんですけど、いい経験になるんで、もう通知来たら、是非行ってくれと。あと選ばれるか選ばれないかは抽選結果なんで、是非意欲とかを持って、積極的に参加してくださいと皆さんに言いたいです。

裁判員等経験者 3：まずは、参加してみるというようなことが非常に大事だと思

いますし、とても勉強になることだというふうに私は思います。

裁判員等経験者 4：仕事や家庭の都合がつく以上は、積極的に参加するべきだと思いますし、周りの意見で、例えば面倒くさいとか、そういう意見が聞かれましたけれども、自分が思っている以上の得るものがあったので、是非参加するべきだと思います。

裁判員等経験者 5：是非とも参加していただきたいなというふうに思いますし、あと、裁判員になる方の周りの方ですね。多分誤った知識みたいなものが入っていて、私もよく裁判員裁判やりましたというのがちらっとうわさになったときに、周りの方から、言ったらあかんのやろうと、触れたらあかんのやろうとというようなことで終わってから言われるんですけども、どちらかという、非常にいい経験できたでと言いたいところが、みんなが言ったらあかんみたいなことになっちゃうんで、それも何かもったいないなと思いますので、終わった人はしゃべっていいという、当然範囲はあるんでしょうけど、そういう認識になっていただければ、もっと広まるんじゃないかなというふうに思います。

裁判員等経験者 6：とてもいい経験だったと思うんで、他の方にも是非って思います。

良かったなと思うのは、やっぱり社会に出て、一つの組織でずっといたりとかしたら、考え方が固まったりするので、本当にいろんな地域の話とか職種の違う人、そんないろんな人の意見がいっぱい聞けるというのもいいことかなと思いました。自分が意見を述べている中で、自分の性格的なものとか、何か客観的に見ることが今回できたかなと思ってたんですけど、意外と感情的に流されたりとかするところもあって、自分を見詰め直すいい機会でもあったかなと思いますので、是非参加していただければと思います。

司会者：ありがとうございました。

じゃあ、ここで御列席されている報道関係者の方から質問があれば受け付けたいと思いますが、何かございますでしょうか。

記者：お世話になります。

5番さん、よろしいですか。僕も裁判員をさせてもらったことがあって、ちょっともやもやしているところがあるんですけど、割と皆さんに良かったよっていう経験を、今日お伝えしたくて皆さん来ていると思うんですけど、評議のところがしゃべれないじゃないですか、割と。で、評議のところを守るのは、制度上、すごい大事なことだとも思う一方、何か守秘義務の点で、これちょっと見直してもいいんじゃないかなとか思われることはありますか。

裁判員等経験者5：守秘義務が制度としてあるから言いづらいというよりも、一般的な認識と本来の制度の違いが多少乖離があることのほうが、ちょっと違和感があって、ですんで、守秘義務が別に論点で話しにくいなみたいなことは、特に感じたことはないです。

記者：すみません、もう一点だけ、1番さんがおっしゃられた意見で、被害者の方のお写真とかを見て評議したかったよっていうお話しされていたかと思うんです。もしも実際にイラストとかではなくて、写真を見て評議していたら、量刑ちょっと変わってたかもしれないですか。それ、どう思いますか。

裁判員等経験者1：あり得ると思います。少なくとも、裁判官は御覧になってますよね。

司会者：いや、証拠にはなってませんから、裁判官も証拠としては皆さんと同じものしか見ていません。

裁判員等経験者1：そうですね。でも、その生々しさといいますか、そういったものを目の当たりにすることによる印象はやっぱりあると思うんですよ。事件が起きた現場をやっぱり見ることによって、その状況の判断がやっぱりある程度影響を受けるというか、考えることがあるんじゃないかという、私は印象を持っています。

司会者：他、報道関係の方、ございますか。よろしいですか。

以上で、今日の意見交換を終わりにしたいと思います。

裁判員経験者の方々には、長時間、意見交換会に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

本日お聞かせいただいた貴重な御意見を参考にしながら、当庁におきましても、裁判員裁判の運用をより良いものとし、より充実した分かりやすい裁判を実現していきたいというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。